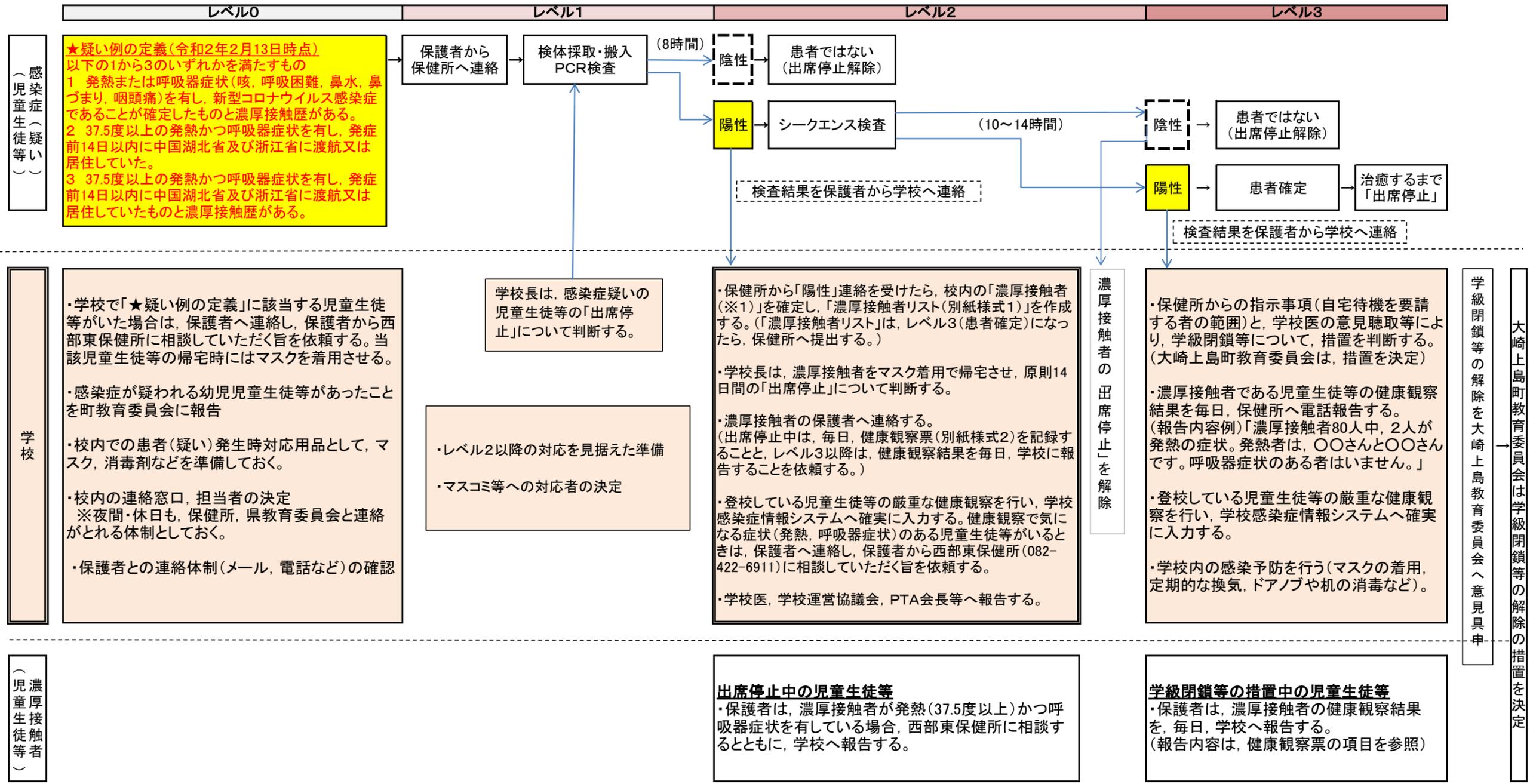


幼児児童生徒に新型コロナウイルス感染症(疑い)発生時の大崎上島町立学校における対応

令和2年2月27日現在
大崎上島町教育委員会



「出席停止」及び「学級閉鎖等」の期間は, 原則, 患者との最終接触日から14日間とする

※1 濃厚接触者
・「新型コロナウイルス感染症(疑い)発生時の対応について」(令和2年2月6日付け通知)の「別紙1」
(例)同一教室で授業を受けた(選択科目で1時間の場合も含む)。ランチルームで一緒に昼食をとった。同じ部活動で練習をした。

※2 濃厚接触者リスト (別紙様式1)
・「新型コロナウイルス感染症(疑い)発生時の対応について」(令和2年2月6日付け通知)の「別紙2」

※3 健康観察票 (別紙様式2)
・「新型コロナウイルス感染症(疑い)発生時の対応について」(令和2年2月6日付け通知)の「別紙3」

◎感染症(疑い)の者が, 教職員の場合も, 同様の対応が必要となります。